

公立図書館の「郷土資料」について

－ 思うこと・思い出すこと －

吉良 洋一

私は昭和 56 年から平成 13 年まで（途中 2 年ほど離れていたが）合計 19 年、大分県立図書館の職員として勤務した。その間の主たる職務は「郷土資料」関係だった。定年退職して約 7 年も経ち当時の記憶は薄れ、今は現場の事情にも疎くなった。そうした中で、どのくらいお役に立つかは分からないが、これから図書館職員を志す人達や図書館職員としての経験の浅い人達へ私の経験を伝えるのは先輩の義務でもあると思い、執筆をお引き受けした。以下は図書館資料のうち「郷土資料」に関する、初心者向けの話である。

なお、「郷土資料」の用語は最近では「地域資料」の用語で使用されることが多くなってきている。この変化の経緯はここでは触れないが、以下の文で同義語として使用していることをお断りしておく。ちなみに郷土資料(地域資料)の定義は「地域資料入門」(日本図書館協会刊)で述べられている「地域資料(中略)、地域で発生するすべての資料および地域に関するすべての資料と定義する」(注 1)が適切だと考えている。

さて、本題に入ろう。まず、「郷土資料」が公立図書館の資料としてなぜ重要か、ということからはじめる。

公立図書館の業務にはそれぞれ欠けてはならない部門が幾つかあるが、中でも私は「郷土資料」の業務(収集・整理・利用奉仕・調査相談)は非常に重要なものだと考えている。その理由は次の 4 点である。

- ①郷土資料はその地域でしか集められない資料である。
- ②郷土資料は未来の利用者のために、今収集しなければならない資料である。
- ③郷土資料はその地域の住民がその地域の事を知り、その地域の自治に参加するのに必要な資料である。
- ④郷土資料はその地域の歴史的事実を証明する資料である。

このことをいまいし解説しよう。①は、地域の公立図書館がその地域内で発生する資料の発生情報を一番得やすく、収集に有利であると同時に収集の責任と義務があるということである。例えば国立国会図書館が大分県立図書館の郷土資料と同一資料をどのくらい所蔵できているかといえば、約 2 割程度と考えてよいだろう。大分県立図書館が初めて蔵書データの電算化に踏みきった時に、所蔵郷土資料のデータを国立国会図書館のデータにヒットさせて作業をすすめたが、その時のヒット率が約 2 割だったことからもお分かりいただけると思う。国立国会図書館がこの程度だから、ましてや他の都道府県立の図書館は自分の地域の資料収集に手一杯で、隣県であっても他県の郷土資料まで手がまわらないのはいうまでもない。これと同様に、県内の市町村立の図書館は自分の地域に発生する資料の収集は県立より有利であり、また目配りをする責任と義務もある。つまり県立・市町村立を問わず自分の地域で発生する郷土資料はその地域でしか収集できない性質をもっており、漏れがおこればその資料は確実に失われていくこ

とに留意してほしい。このことは次の②に繋がってくる。郷土資料の担当者は未来の利用者を常に頭に入れておかなければならない。資料は今の利用価値だけではない。今しか収集できないものは、今の利用価値は低くても、未来の利用者のために収集し、その時を失ってはならない。③については、図書館は言うまでもなく市民の「知る権利」を支えており、とりわけ郷土資料は地方自治のための情報の宝庫として、その利用価値が益々高まることは間違いない。④については、図書館の郷土資料こそがその地域の記憶装置であり、そこに残された資料がその地域で生きた人々の存在証明となり、何十年・何百年と時間の経過と共にその貴重さを高めていくだろう。

次に公立図書館が取り扱う郷土資料の中に文書館資料(古文書・行政文書)も含まれている問題について述べる。

私は在職中に県下の公立図書館に「郷土資料について」のアンケート調査をしたことがある。その時の質問項目の1つに次のようなものがあった。

◎下記にあげた資料のうち貴館の所蔵している郷土資料にはすべて○印を付けて下さい。

(量の多少は問いません)[2001年12月調査。23館中21館回答]

- a.郷土関係図書資料---21館 b.郷土関係逐刊---18館 c.郷土関係AV資料---10館
d.郷土関係自治体刊行物---17館 e.所属する自治体の行政文書(公簿類のこと)---4館
f.郷土関係古文書・古絵図---11館 g.その他---1館

この調査結果からも分かるように、県下の公立図書館の中に古文書・古記録を所蔵している館が半数近くあり、行政文書も4館が所蔵している。本来は文書館資料である、古文書・古記録・行政文書を図書館が所蔵し利用に供しているのはなぜだろうか。その背景を探り、その事により生ずる問題点はなにかを考えておきたい。

そもそも欧米では近代に入ると、情報資源(主として文字資料)を活用・保存する図書館・文書館・博物館はどれも文化施設として欠かせないものとなり、三者は相互に有機的関連をもって並行して発達してきた。ところが日本では明治以来、欧米に学び近代化を図ってきたにもかかわらず、なぜか国も地方自治体も有識者たちも、図書館や博物館に比べ「文書館」の設置については積極的には行動してこなかった。そのため本来は文書館で所蔵されるべき資料が図書館や博物館の資料として所蔵されるか、あるいは私的管理のままに放置されてきた。また明治以来生成してきた行政文書などは行政単位の改廃や自治体の統廃合の中で失われてしまったものも少なくない。このような経過を見ると図書館が文書館資料を扱うようになったのは「文書館」設置の遅れが主たる原因のように思われる。だがそれだけではない。文書館の機能を積極的に図書館が担えると思っている人達が図書館側にいたことをうかがわせる面もある。(あるいは現在も「いる」というべきか?)。たとえば、図書館法(1950年成立)第3条の最初の部分に図書館資料として「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料」を挙げている。図書館法が戦後間もない時期の成立であることから、法文中の「郷土資料」・「記録」の用語は戦前からの郷土資料観(歴史資料を中心とする収集)を背景にしている事が推測され、古文書・古記録も積極的に含まれていると考えられる。また法文中の「地方行政資料」は行政刊行物にとどまらず行政文書(公簿類)も含まれ

ると解釈できる。その証拠として大分県立図書館では私の勤務した頃には約 1 万 5 千冊の簿冊を所蔵しており、さらに毎年県庁各部局の廃棄する簿冊を収集・整理し利用に供していた。先輩職員の作成した冊子目録の表題は、簿冊類の目録なのに「行政文書目録」ではなく、「行政資料目録」となっていた。この様なことから推測すれば、図書館法の制定の頃の図書館人達は積極的に文書館の領域までその守備範囲と考えていたと言えそうである。では、最近の図書館側の立場はどうなっているか、「図書館ハンドブック」(第 6 版)では次のように述べている。(文中の下線は筆者付す)

「地域資料」の項(注 2)

b 選択と収集

収集・選択範囲として以下のようなものが考えられている。

- ① 地方行政資料：地方自治体、その部局や外郭団体が刊行あるいは作成した資料。司法・議会・行政関係など多岐にわたる。
- ② 地域内出版物：(以下、略)
- ③ 地域関係資料：(以下、略)
- ④ 郷土資料（歴史的資料）：古文書や古地図など歴史的資料を中心とする資料。
- ⑤ 国際関係資料など：(以下 略)

このことは、現在でも地域資料の守備範囲に、行政文書(簿冊類)や古文書・古記録や古地図の文書館資料がしっかり含まれていることを示している。公立図書館の地域資料の中に文書館資料を積極的にとりこみ、収集・整理・利用に供するプラス面はなにか。反対にそのことからおこる問題点はなにかをもう少し掘り下げてみよう。

1987 年に公文書館法が制定された後も文書館の設置は全国的に遅れており、特に九州内では、県レベルでは大分県と沖縄県の 2 県のみで他の 6 県は未設置、市町村レベルでも北九州市など数えるほどしか設置されていない。この状況は、個人管理の古文書・古記録や各自治体で生成して現用期間を終わった行政文書はその行き場を失うかも知れないことを示している。今、一番大事なことは情報資源(人類の文化遺産)を守るということである。そのために図書館のある自治体は図書館が頑張るしかない。地域資料の守備範囲の中に積極的に文書館資料をとり込むプラス面はここにあるといえる。では問題はないのか。あるとすればその問題点はなにか。そもそも図書館法や図書館ハンドブックで「郷土資料(地域資料)の守備範囲に、古文書や行政文書が積極的に含まれる」としていることに無理があるのではないかと私は考える。それを明らかにする前に、初歩的なことで恐縮だが図書館と文書館の基本的な違いを押さえておきたい。違いの一番のポイントは、取り扱う資料の生成過程が全く異なるということである。図書館資料の中心の「図書」は不特定多数の相手(それも出来るだけたくさんの人)に読まれることを目的として作成されたものである。それに対し文書館資料である「古文書・行政文書」は特定の相手に対し作成されたものである。文書館資料は組織体や個人が事業を遂行する上で作成したものであり、その事業が終われば最初の作成目的は終了している。図書は事業の遂行の上で生まれてくるものではないし、作成目的が終了することなどはない。このように図書館資料と文書館資料は生成過程・作成目的の異なる資料であるから、当然、収集の仕方も、整理の

仕方、利用奉仕の仕方、保存の仕方、も異なってくる。だからこそ、欧米では図書館・文書館・博物館の三者はそれぞれ有機的関連をもって並行して発達してきたのである。それぞれに司書・アーキビスト・学芸員という専門職が置かれなければならない理由もそこにある。

昭和 57 年の夏、私は別府大学で行われた司書講習を受講したが、その時は郷土資料についての講座は全く無かった。文書館の知識など、どの講座も触れてくれなかった。図書館法では文書館資料の領域までふみこみながら、司書資格を取るための必要単位の中には何も用意されていなかった。一方、私が平成 9 年に司書講習の「専門資料論」の講師を担当した時には、郷土資料全般について概説し文書館にも触れた。しかし本来この科目は「人文科学、社会科学、自然科学、技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために、それぞれの分野の特性とその分野を代表する資料について解説する」(注 3)ことを目的としており、受講生には本来の目的とは違った内容になってしまい申し訳ないことをした。その後降りたのか降ろされたのかは忘れたが、司書講習の講師は一年きりだったのを覚えている。現行では「資料特論」で郷土資料、行政資料、視聴覚資料などの特質を論ずることになっている。しかしこの科目は選択科目であり全員受講しなくても良いことや、郷土資料にはふれても文書館の知識や専門的技術にまで及ぶ科目にはなっていない。つまり図書館法や図書館ハンドブックではしっかり文書館資料(古文書・行政文書)をその守備範囲に含んでおきながら、現行の司書資格を取得するための講習単位はそれに十分対応しているとは言えないのである。郷土資料(地域資料)の守備範囲の中に積極的に文書館資料をとり込む問題点はここにある。ではどうすればいいのか、一番良い方法は図書館が文書館資料を取り扱うのなら図書館組織の中に独立の部局を設け専門の職員(アーキビスト)を配置することだろう。この方向は平成 17 年に開館した「奈良県立図書情報館」にその例を見ることが出来る。これとは全く逆の方向の解決の仕方もある。大分県立図書館は新館開館時に所蔵していた文書館資料のうち、行政文書は大分県公文書館に、古文書・古記録は大分県立先哲史料館に主たる部分を移管した。さらに平成 20 年、残っていたものも全て移管し、係りの名称は「郷土資料係」から「地域情報担当」と改称した。大分県では文書館が発足したことにより、専門職員のいる二館に資料を移管して文書館資料を図書館が抱え込む必要がなくなったのは進歩といえよう。ただ問題も残る。本来、古文書も行政文書も生成過程が同種であるから(生成された時期が江戸時代までか、明治以後かの違いだけ)一つの文書館で管理・運営されるべきだと私は考える。それを大分県立先哲史料館と大分県公文書館で分けるなどナンセンスであり、当時の大分県立図書館の郷土資料の担当者であった私は、文書館資料が二館に分けられて嫁入りしていくのが情けなかったことを思いだす。二館の上部組織はそれぞれ教育委員会文化課と県庁総務部であり予算は別系統となる。先哲史料館は文化課の下部組織であるから公文書館法(「公」は付いているが古文書も含む文書館法になっている)による文書館としての運営が次第に希薄化し、博物館法や文化財保護法で運営されるのではないかと心配する。大分県公文書館の専門職は嘱託雇用ばかりで正規採用者が一人もいないのは、所蔵資料を深く継続的に知るものの不在を示している。二館のネーミングも良くない。「大分県立先哲史料館」の名称では先哲資料のみの運営と受け取られかねない。文書館なら文書館らしい名前にすべきだろう。「大分県公文書館」は「大分県立」とせず「大分

県」を「公文書館」の前につけた名称にしている。大分県全体の公文書館というイメージではなくて、大分県庁で生成する文書だけを対象とするという消極的な姿勢が見え隠れしていると思うのは私だけであろうか。

話が横道にそれてきた。本題にもどそう。公立図書館の地域資料のなかに文書館資料が含まれる問題である。文書館資料を抱えた図書館がこれからすすむ方向は、これまでに述べた「奈良県立図書情報館」か「大分県立図書館」のどちらかの道であろう。司書資格科目の中に文書館専門職の養成のための必要科目をとりこむことも考えられるが、増加単位がどれくらいになるかなど、解決しなければならない問題も多くそう簡単なことではない。今は、自分の勤務する図書館に文書館資料があるかぎり、図書館職員は個人的な努力により文書館資料に対するスキルをあげるしかないであろう。

次に、「郷土資料」の収集・整理・利用にあたって留意すべきことを、思い出すままに伝えたい。収集は、購入・寄贈・寄託・その他の方法で行われるが、一般資料と異なる特色は寄贈の占める割合が圧倒的に多いことである。私的出版物、非売品、団体内の情報誌、行政刊行物（報告書・要録・統計書・・・）等々。行政刊行物等の年次を追って出されるものは、欠落がおこらないよう留意することが大事である。担当者が替わっても継続性が維持されているかどうかでその図書館の力量が評価される。当今問題になっている名簿類についても収集に躊躇してはならない。閲覧に供することに問題があるのなら、なんらかの制限をかければよい。今収集しなければ未来の利用者にとっての大事な資料が失われることを忘れてはならない。明治時代に作られた人名録が平成の今、当時の人々を調査するのに役立っていることは誰でもが経験するところである。会社や団体が自分の社史や団体の歴史を編纂する時、自分の組織が過去に作成した出版物を所蔵していないなどということがよくある。そんな時、県立図書館が所蔵していたのでありがたかったと感謝されるが、これは過去の先輩職員の努力があってこそだと言える。収集に当たっての情報集めには、地域の自治体の総務課・郷土史家・古書籍商などとの関係を良好に保っておくことも大切である。資料はできるだけ複本で収集するよう心掛けよう。寄贈については即時の礼状を忘れないようにすることや、購入については書店の店頭で絶えず目配りし、新聞・雑誌の書籍紹介を見落とさないようにすることなどは言うまでもない。

続いて整理について述べる。郷土資料は一般資料と違って寄贈資料がその大半を占めるので、購入マークが使えない資料が多いという特色を持っている。つまり郷土資料の担当者は一般資料の担当者より書誌データを作成・入力することに力を注がねばならず、標題紙や奥付の無い資料など目録作成の手がかりに苦しむ資料もあり、目録作成のスキルの高い職員の配置が望まれる。逆に言えば世界でその図書館しかない資料のデータを作成している作成者は、オリジナルデータを世界に対して発信しているのだと誇りに思っているよいのである。作成されるデータについての細かなことになるが、私の経験から郷土資料のデータは資料内容の注記(内容細目とか抄録とか)を出来るだけ入力しておくべきだと思っている。これを入力しておく調査相談の有力な武器となり、フリーワード検索で目的の資料を探し出すのにとっても便利である。また郷土資料は装備にも気配りすることが要求される。薄い表紙のものには硬い表紙をつけるとか、一枚ものが数点で一セットのものは資料の大きさに合わせた丈夫な封筒にいれるとか、さまざま

まな資料に対しそれぞれに適した工夫が必要である。

最後に、**文書館資料(古文書・行政文書)**を取り扱う場合の**基本的な心得**を述べておこう。古文書や行政文書を整理するうえで図書館資料と一番異なっているのは、次の二原則を基本として整理されなければならないということである。その二原則とは、文書はそれを生み出した機関・団体・家・個人などの出所ごとにまとまった文書群として把握されねばならず(「出所原則」)、出所を同じくする文書群が持っている秩序がその文書を生んだ組織ないし個人の活動の体系を反映している場合には、そのもとの秩序(「原配列」)を残さなくてはならない(「原秩序尊重の原則」という原則である。図書の分類に使われる日本十進分類法(NDC)は文書館の文書分類には全く適さないし、もしNDCを適用したら文書群を破壊することになることを肝に銘じておくべきである。利用者サービスについても、文書館資料の利用者サービスは図書館資料のサービスと観点を異にすることも知っておかなければならない。図書館の一般資料は利用(特に貸出)に重点を置く。図書は印刷物であり代替がきく。図書館に保存機能がないわけではないが、保存のために利用手続きを煩雑にして利用者に不便をかけるようなことはしない。一方文書館資料は、一点一点が唯一つのものであり代替はきかない。また一方では歴史資料として研究者には絶えず供していかなければならない。つまり文書館資料を扱う場合は保存と利用に同等の重さを持たせるよう求められているのである。郷土資料は、図書の利用のサービスでも未来の利用者のことを考え、亡失・汚破損のないよう、利用と保存の両立に強く留意すべきである。

以上、「郷土資料」が公立図書館の資料としてなぜ重要か、公立図書館が取り扱う郷土資料の中に**文書館資料(古文書・行政文書)**も含まれている問題、「郷土資料」の**収集・整理・利用**にあたって留意すべきこと、**文書館資料(古文書・行政文書)**を取り扱う場合の**基本的な心得**、などを述べてきた。これから図書館職員を志す人達や図書館職員としての経験の浅い人達へ、なにか参考になれば幸いである。

注(1)『地域資料入門』 三多摩郷土資料研究会編 日本図書館協会発行、1999、p.18

注(2)『図書館ハンドブック』第6版 日本図書館協会編・発行、2005、p.241

注(3)生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」平成8年4月24日より

(きら・よういち 元大分県立図書館)